

令和2年 第3回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和2年3月18日(水)	開会 午後3時09分	閉会 午後3時38分	
2 招 集 場 所	岩出山総合支所2階 第3会議室			
3 出 席 委 員	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 長 職 務 代 理 者	青 沼 陽 一
	委 員	若 見 朝 子	委 員	堀 智 恵 子
4 欠 席 委 員	佐藤 寛			
5 傍 聴 者	なし			
6 事 務 局 職 員 出 席 者	教 育 部 長	佐 藤 俊 夫	教 育 部 参 事 兼 教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱	尾 形 良 太
	学 校 教 育 課 長	遠 藤 富 士 隆	生 涯 学 習 課 長	高 橋 和 広
	文 化 財 課 長	鈴 木 勝 彦	中 央 公 民 館 館 長	中 川 早 苗
	図 書 館 長	横 山 一 也		
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	大 場 宏 昭	教 育 総 務 課 主 幹 兼 係 長	加 藤 浩 司
8 議 事	議案第12号	大崎市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則		
	議案第13号	大崎市立学校における教育支援員配置要綱の一部を改正する訓令		
	議案第14号	大崎市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する訓令		
	議案第15号	大崎市私立高等学校振興補助金交付要綱を廃止する訓令		
	議案第16号	大崎市私立高等学校振興補助金交付要綱		
	議案第17号	大崎市スポーツ推進委員の委嘱について		
	議案第18号	人事案件について		
	報告事項	大崎市地域学校協働活動推進事業計画について		
	報告事項	市指定文化財「湯花神事」の県指定文化財への指定について		

<p>教育長</p>	<p>ただいまから、令和2年第3回大崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、令和2年第3回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりとなります。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、令和2年第2回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容については、御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>御異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>青沼委員にお願いをいたします。</p> <p>また、本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>2019年12月以降、中国湖北(こほく)省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルスは、短期間のうちに全世界に広がり、感染者は今や145の国や地域で約18万人にも達する状況であり、ヨーロッパを中心に現在も感染が拡大している状況です。日本におきましても、北海道や東京、西日本などを中心に日本各地で連日のように感染被害の拡大が報告されております。</p> <p>深刻な感染拡大防止のため、国からは、2月28日付け、文部科学事務次官通知により、小中学校、高等学校及び特別支援学校等における3月2日からの一斉臨時休業の要請が出されました。</p> <p>これらを受け、市内の小中学校及び幼稚園でも、3月3日から一斉に臨時休業としたほか、教育部所管の社会教育施設及び図書館等についても、現在のところ、3月末日までを休館期間として対策を講じているところです。</p> <p>なお、収束の兆しが未だ見えない中で、見送っておりました市内各中学校の卒業式は、先日16日に大きな混乱もなく、無事終了したところであります。</p> <p>感染拡大を防止する観点から、やむを得ず、出席者は卒業生と学校関係者のみとし、保護者や来賓は除くとするなど、判断には慎重を期す苦渋の決断でもありました。保護者の方々にとりましては、我が子が学び舎を巣立つ最後の晴れ舞台を見られず、非常に残念な思いをしていることと思っておりますが、教育現場に携わる私たちにとりましても、異例の事態であり、子どもたちへの感染被害を防ぐためには、どうしても、やむを得ない措置でありましたことは、保護者の皆様にもご理解いただけたものと認識しております。</p> <p>本日、そして明日と市内小学校の卒業式が行われておりますが、4月に予定されている各小中学校の入学式についても、卒業式同様の取り扱いでの開催となる予定でございます。</p>

感染拡大の被害がこれ以上長期化しないよう、一日も早くこの事態が収束に向かい、子供たちが安心して通学できますことを願っております。

最後に、2月14日から3月6日までの会期で行われました令和2年第1回市議会定例会につきまして、ご報告いたします。

学校におけるICT環境の構築や学校再編関連の質疑を初めとする会派代表質問に始まり、教育行政分野の新年度予算に関連して、数人の議員から質疑通告がございました。

古川北部及び西部地区における学校再編の取り組みについての進捗状況や情報教育関連、さらには、学校給食費の公会計化といったに質疑を中心に、現状と課題を踏まえ、新年度における教育委員会としての方針や対応について、丁寧にご説明申し上げたほか、令和元年度2月補正予算に関する追加議案の審議につきましても併せてご承認をいただいたところでございます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何かご意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、教育長報告については以上とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1、議案第12号大崎市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

生涯学習課長、説明願います。

生涯学習課長

議案第12号は、教育委員会において、現在、非常勤職員として任用している社会教育指導員を設置する旨の規則となっております。この職種に関しては、令和2年4月から新たに会計年度任用職員としての任用となりますことから、これまで設置を定めた規則等の内容を整理するものとなります。

具体的には、会計年度任用職員という職が、地方公務員法及び関係規則で身分、給与、勤務時間等が法定化されたことにより、これまで議案第12号で掲げる規則や規程で定めていた内容が不要となったことにより、関係部分を整理したものとなります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、本案については、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第2、議案第8号大崎市立学校における教育支援員配置要綱の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

学校教育課長、願います。

<p>学校教育課長</p>	<p>議案第13号につきましては、本日、差し替えをお願いしたところであり、大変申し訳ございませんでした それでは、議案第13号、大崎市立学校における教育支援員配置要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。 本議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、これまで非常勤職員として大崎市非常勤取扱要綱の規定に沿って運用しておりました教育支援員について、令和2年度より会計年度任用職員制度に移行することに当たり、本要綱において規定する文言の一部改正及び規定が不要となる事項を削除するものです。 ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。 （「なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、日程第3、議案第14号大崎市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。 教育総務課長、お願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第14号、大崎市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。 議案第14号は、大崎市教育委員会事案決裁規程は、教育委員会所掌事務のうち、教育長、教育部長、課長等で事案を決定できる内容を定めたものとなりますが、別表に定める専決、つまり事案等を決定できる内容を定めているものについて、「非常勤職員」と定めている内容を「会計年度任用職員」として改正するものとなります。 ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。 （「なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、日程第4、議案第15号大崎市私立高等学校振興補助金交付要綱を廃止する訓令についてを議題といたしますが、本議案については日程第5、議案第16号、大崎市私立高等学校振興補助金交付要綱と関連がございますので、両議案を一括して審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>

教育長

ご異議がないようですので、議案第15号及び同第16号を一括して議題として審議いたします。
教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

議案第15号大崎市私立高等学校振興補助金交付要綱を廃止する訓令及び議案第16号大崎市私立高等学校振興補助金交付要綱について、一括して説明申し上げます。

大崎市立高等学校振興補助金交付要綱は、大崎市内に設置されております私立の高等学校に対する補助金の交付内容を定めたものです。交付要綱の制定形式が、現在、「訓令甲」となっておりますが、「訓令甲」という文書は、公用文に関する規程により、「権限の行使又は職務に関し、所属の機関又は職員に対し命令するもので公表するもの」としております。簡単に申し上げますと市職員としての市役所内の仕事等のルールであり（会社で言えば社員への社内規定）、職員以外の市民一般に及ぶ内容は定めることができません。

したがって、議案第15号として、訓令甲としては廃止手続きを行い、改めまして、議案第16号において、交付要綱（告示形式）としますとともに、要綱に定めなかった様式第1号から第3号までの申請書関係書類、様式第4号から第6号までの事業実績報告書関係書類の様式を改めて整理を行ったものとなります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようですので、議案第15号及び同第16号については御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6、議案第17号大崎市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づく非常勤特別職の職員であり、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うもので、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者に教育委員会から委嘱することになっております。

詳細は、大崎市スポーツ推進委員に関する規則により、定数は100人以内、任期は2年と定められております。現在の大崎市スポーツ推進委員の任期は、令和2年3月31日までとなっておりますことから、令和2年4月1日から2年間委嘱をする方々についてご承認をいただくものとなります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようですので、本案については御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、日程第7、議案第18号人事案件についてを議題といたします。

(「発議」の声あり)

教育長 発議がございましたので、認めます。
青沼委員。

青沼委員 人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により議案第18号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

教育長 お諮りいたします。
議案第18号を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議なしと認め、議案第18号を秘密会といたします。
教育部長、教育部参事、教育総務課長を除き、そのほかの方々は御退室願います。

暫時休憩します。

(退出者入場後、再開)

教育長 再開いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
まず、大崎市地域学校協働活動推進事業計画についての報告をお願いいたします。
生涯学習課長、報告願います。

生涯学習課長 本計画の策定理由ですが、少子化や技術革新、情報化等の中で子どもを取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題も複雑化、多様化しています。地域における教育力の低下や家庭の孤立化といった問題もあり、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育活動を実現していくことが重要になっています。

このことから、本市では「地域学校協働本部」を各学校区に整備し、学校と地域とが課題を共有しながら地域の将来を担う人材育成や理想とするコミュニティづくりに邁進できるよう事業展開を図っていくために計画を策定するものです。

計画期間については、令和2年3月に策定、4月から開始し、生涯学習推進計画の最終年度に合わせ、令和5年3月までの3年間としております。

今後、生涯学習課で案を作成し、社会教育委員の会議及び公民館運営委員会で委員から意見を頂き、随時、担当者会議で内容を検討、修正を図りながら案を作成し、最終的には総合教育会議で決定することとしております。

以上です。

教育長

それでは、ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。
青沼委員。

青沼委員

今回のこの協働教育，協働活動に関しては学習指導要領とも関係している，なおかつ社会教育法の改正とも関係しているということで，大きな国の施策から来ているものですので，一朝一夕に行かないのはわかりますが，ぜひ一つ一つ，実のあるものということで進めてほしいと思います。

これが遅れる，後からほかの市町村に着いていくということのないように進めるために，予算面も含めて，次年度以降，生涯学習課内だけでなく，教育委員会としても私も意見を申し上げていきたいのですが，進めていければと思います。

ただし，簡単にはいかないのではありますが，計画倒れには終わらないように，実現できるものは一步一步進めてほしいと思います。
以上です。

教育長

地域学校協働本部を立ち上げるということでありますので，着実な推進をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。
そのほかに，質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

それでは，本件については了といたします。
次に，市指定文化財「湯花神事」の県指定文化財への指定についての報告をお願いします。
文化財課長，報告願います。

文化財課長

まず初めに，たいへん申し訳ありませんが，資料の訂正からさせていただきます。

資料2としているものですが，本文中の1番最初，「市指定無形文化財「湯の花神事」とありますが，「民族」が抜けておりました。「無形民俗文化財」となります。

それから，同じ文中，下から2行目，「大崎市文化財保護条例第19条第6項」とありますが，これも無形民俗文化財となることから，「第25条第2項」に訂正させていただきます。

また，その続きで，「大崎市指定無形文化財」となっているところに「民族」を入れてください。

それから，その下の丸のところ，「大崎市指定無形文化財」となっていますので，「民族」を入れてください。

それでは，説明をさせていただきます。

この件に関しましては，これまでも定例会等でその件について報告をさせていただいたところでもありますけれども，2月14日付けで正式に宮城県指定無形民俗文化財「若宮八幡神社の湯花行事」として指定されたことを改めて報告させていただきます。

また，これに伴い，大崎市文化財保護条例第25条第2項の，市指定文化財が国指定または県指定文化財となったときは，市指定文化財の指定は解除されたものとするといった内容の規定がありますので，2月14日付けで市指定無形民俗文化財が解除されましたことをあわせてご報告いたします。

以上です。

<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>それでは、ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>それでは、本件については了といたします。</p> <p>本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、各課・館の報告に入ります。</p> <p>教育部長→参事→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→文化財課長→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">_____ 教 育 長</p> <p style="text-align: center;">_____ 署名委員</p>